三四　一・四―ジオキサン	イ　第一の三に掲げる検液、埋立処分を行おうとする汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの並びに海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、水質環境基準告示付表七に掲げる方法（同方法の試験操作のうち前処理における試料水の量を二十ミリリットルとし、活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ＯＤＳカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。） ロ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第九に掲げる方法

第二の表の備考1中「汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの」を「汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの」に、「及び第二三号」を「、第二三号及び第三四号」に、「日本工業規格Ｋ〇一二五（一九九五）の二の㈦に定める」を「第一の表の試料液の項のイに規定する」に改め、「ものとする。」の下に「この場合において、別表第二㈢ロ中「汚泥」とあるのは「汚泥又はばいじん」と、同表㈢ハ中「埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする汚泥又はこれを処分するために処理したもの」とあるのは「埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする汚泥若しくはばいじん又はこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの」と、「海面埋立処分を行おうとする汚泥又はばいじんを処分するために処理したもの」とあるのは「海面埋立処分を行おうとする汚泥又は海洋投入処分」とあるのは「海面埋立処分を行おうとする汚泥若しくはばいじん又は海洋投入処分」と読み替えるものとする。」を加え、同表の備考2中「（日本工業規格Ｋ〇一二五（一九九五）の二の㈦に定めるものをいう。以下この項において同じ。）」を削り、「充てん」を「充填」に改める。

第三の表第二号中「及び当該汚泥を処分するために処理したもの」を「及び一・四―ジオキサンの検定に係るばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの」に改める。

別表第一中「純水」を「水」に改め、同表の備考中「日本工業規格Ｋ〇〇九三（一九九五）」を「日本工業規格Ｋ〇〇九三（二〇〇六）」に改める。

別表第二㈠イ中「蒸留水又はイオン交換水」を「水」に改め、同表㈡中ニからトまでを削り、チをニとし、リをホとし、同表㈡ホ㈣中「充てん」を「充填」に改め、同表㈢ハ㈠及び㈣中「水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が五・八以上六・三以下となるようにしたもの（注十一）」を「水」に、「注十二」を「注十一」に改め、同表㈢ハ㈥中「注十三」を「注十二」に、「注十四」を「注十三」に、「水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八・三以下となるようにしたもの（注十一）」を「水」に改め、同表㈢ハ㈡中「注十五」を「注十四」に改め、同表㈢ハ㈱中「上澄み液約二十ミリリットルを、あらかじめろ紙を装着したろ紙ホルダーを接続しておいたガラス製注射筒（容量二十ミリリットルのもの）の外筒に静かに採り、注射筒の内筒を押し、空気及び始めの数ミリリットルを排出し、次に共栓付試験管（容量二十五ミリリットルのもの）にろ液」を「混合液」に改め、「（注十八）」を削り、同表㈢ニ㈣中「注十七」を「注十五」に改め、同表㈢ニハ中「注十八」を「注十六」に改め、同表㈢（注十一）を削り、同表㈢（注十二）中「注十三」を「注十二」に改め、同表㈢（注十二）を同表㈢（注十一）とし、同表㈢中（注十三）を（注十二）とし、（注十四）を（注十三）とし、（注十五）を（注十四）とし、同表㈢（注十六）を削り、同表㈢中（注十七）を（注十五）とし、（注十八）を（注十六）とし、同表㈣中「注十九」を「注十七」に改め、同表㈣（注十九）を同表㈣（注十七）とする。

別表第三㈠イ中「別表第二㈠イに定めるもの」を削る。

別表第四㈠中「（日本工業規格Ｋ〇五五七（一九九八）に規定するＡ三のものをいう。以下本表において同じ。）」を削る。

別表第五中「純水」を「水」に改め、同表㈢イ㈠中「毎分約三千回転で」を「三千重力加速度で」に改める。

別表第六㈠イ中「日本工業規格Ｋ〇五五七（一九九八）に規定するＡ三のもの」を削り、同表㈠ロ中「日本工業規格Ｋ八二二三（一九九四）」を「日本工業規格Ｋ八二二三（二〇〇六）」に改め、同表㈠ハ中「日本工業規格Ｋ九〇〇五（一九九六）」を「日本工業規格Ｋ九〇〇五（二〇〇六）」に改め、同表㈠ニ中「日本工業規格Ｋ八五七六（一九九四）」を「日本工業規格Ｋ八五七六（二〇〇六）」に改め、同表㈠ヘ中「日本工業規格Ｋ八七九九（一九九二）」を「日本工業規格Ｋ八七九九（二〇一二）」に、「日本工業規格Ｋ八一〇二（一九九四）」を「日本工業規格Ｋ八一〇二（二〇一二）」に改め、同表㈠ト中「充てん」を「充填」に改め、同表㈠リ中「日本工業規格Ｋ八〇〇五（一九九二）」を「日本工業規格Ｋ八〇〇五（二〇〇六）」に改め、同表㈡ハ中及び同表㈡（注六）中「充てん」を「充填」に改め、同表㈢（注十）中「日本工業規格Ｋ八九五一（一九九五）」を「日本工業規格Ｋ八九五一（二〇〇六）」に改める。

別表第七の第一㈠イ中「日本工業規格Ｋ〇二二一（一九九三）の五・一に定めるもの」を削り、同表の第一㈠ロ中「日本工業規格Ｋ〇二二四（一九八三）の四・二の㈤」を「日本工業規格Ｋ〇一〇二（二〇〇八）の附属書一のⅩⅣ」に、「ベリリウム検量線用溶液」を「もの」に改め、同表の第一㈢イ中「日本工業規格Ｋ〇一〇二（一九九八）」を「日本工業規格Ｋ〇一〇二（二〇〇八）」に改め、同表の第一㈢ロ中「日本工業規格Ｋ〇一二一（一九九三）の六」を「日本工業規格Ｋ〇一二一（二〇〇六）の八」に改め、同表の第二㈠を次のように改める。

㈠　試薬

イ　第一㈠に定めるもの

ロ　硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液

日本工業規格Ｋ〇一〇二（二〇〇八）の五十四・二に定めるもの

別表第七の第二㈡ハを次のように改める。

ハ　ベリリウム中空陰極ランプ又は無電極放電ランプを備えた電気加熱原子吸光分析装置

バックグラウンド補正が可能なもの

別表第七の第二㈡ニ中「日本工業規格Ｋ一一〇五（一九九五）」を「日本工業規格Ｋ一一〇五（二〇〇五）」に改め、同表の第二㈢イ中「日本工業規格Ｋ〇一〇二（一九九八）」を「日本工業規格Ｋ〇一〇二（二〇〇八）」に改め、同表の第二㈢ロ中「日本工業規格Ｋ〇一〇二（二〇〇八）の五十四・二」に改め、同表の第二㈢（注三）中「〇・〇五ミリグラム相当の硝酸マグネシウム」を「硝酸パラジウム」に改め、「添加する。」の下に「操作は日本工業規格Ｋ〇一〇二（二〇〇八）の五十四・二に定める方法によって行う。」を加え、同表の第三㈠を次のように改める。

㈠　試薬

イ　第一㈠に定めるもの

ロ　イットリウム溶液（五十マイクログラム毎ミリリットル）

日本工業規格Ｋ〇一〇二（二〇〇八）の四十七・三の備考五の㈥に定めるもの

別表第七の第三㈡イ中「日本工業規格Ｋ〇一〇二（一九九八）」を「日本工業規格Ｋ〇一〇二（二〇〇八）」に改め、同表の第三㈢ロ中「日本工業規格Ｋ〇一一六（一九九五）の五に定める」を「全量フラスコ（容量百ミリリットルのもの）に採り、内標準法の」に、「プラズマトーチ中に噴霧し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を測定する（注一）。」を「イットリウム溶液（五十マイクログラム毎ミリリットル）十ミリリットルを加え、水を標線まで加える。」に改め、同表中第三㈢ニを第三㈢ホとし、第三㈢ハを第三㈢ニとし、第三㈢ロの次に次のように加える。

ハ　ロの溶液を日本工業規格Ｋ〇一一六（二〇〇三）の五に定める操作に従って、プラズマ中に噴霧し、ベリリウム（三百十三・〇四ナノメートル、二百三十四・九ナノメートル又は三百十三・一一ナノメートル）及びイットリウム（三百七十一・〇三ナノメートル）の発光強度を測定し、イットリウムに対するベリリウムの発光強度比を求める（注一）。

別表第七の第三㈡ニ中「イの操作を行う前の検液の量と同量の水を採り、イ及びロの操作を行って、検液について得た指示値」を「試料に代えて水を用いてイ及びロの操作を行い、イットリウムに対するベリリウムの発光強度比を求め、ハで得た発光強度比」に改め、同表の第三㈢（注二）中